

山口県報

令和6年
3月29日
(金曜日)

目次

- 規則
 - 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）……………一
 - 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（厚政課）……………一
 - 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（厚政課）……………二
 - 山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則（医療政策課）……………二
 - 介護保険法施行細則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………三
 - 山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（子ども家庭課）……………三
 - 建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………三
 - 山口県会計規則の一部を改正する規則（会計課）……………四
- 訓令
 - 山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令（都市計画課）……………六
- 告示
 - 県が港湾管理者たる港湾の港湾区域に関する告示の一部改正（港湾課）……………六
 - 港湾区域の定めのない港湾の水域に関する告示の一部改正（港湾課）……………六
 - 建築主事及び建築副主事の所管区域等（建築指導課）……………六
- 議会訓令
 - 山口県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令……………七
- 企業管理規程
 - 山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程……………七
- 労委訓令
 - 山口県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………七



食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十七号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年山口県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改める。

第九条第二号中「厚生労働大臣の指定する」を「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十八号

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和二年山口県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイ

ルに重要事項を記録したものを交付する方法

附則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十六年山口県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記一の六を次のように改める。

六 被災した住宅の応急修理

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(一) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊し、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがあると認められる者に対して行うものとする。

(二) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、当該修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理を行うために支出する費用の額は、一世帯につき五万円の範囲内の額とする。

(三) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(一) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

(二) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最少限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理を行うために支出する費用の額は、一世帯につき次に掲げる額の範囲内の額とする。
(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

(三) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了するものとする。

別記二の一の表を次のように改める。

医師及び歯科医師	一三、四〇〇円
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	一四、五〇〇円
保健師、助産師、看護師及び准看護師	一四、一〇〇円
救急救命士	一四、九〇〇円
土木技術者及び建築技術者	一六、二〇〇円
大工	一三、四〇〇円
左官	二〇、五〇〇円
とび職	一三、〇〇〇円

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別記一の規定は令和五年四月一日から、同規則別記二の一の表（土木技術者及び建築技術者に関する部分及び左官に関する部分を除く。）は、令和六年一月一日から適用する。

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十号

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則（昭和六十年山口県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「自治医科大学を除く。」を削る。

第三条並びに第七条第一項及び第二項中「十二万円」を「五万円、十二万円」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十一号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年山口県規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条から第八条までを削る。

第九条第一項及び第二項中「別記第十三号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条を第二条とする。

第十条を削る。

第十一条中「別記第十五号様式」を「別記第二号様式」に、「別記第十六号様式」を「別記第三号様式」に、「別記第十七号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条を第三条とする。

第十二条第一項中「別記第十八号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条第二項中「別記第十九号様式」を「別記第六号様式」に改め、同条第三項中「別記第十八号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条を第四条とする。

第十三条を第五条とする。

別記第一号様式から別記第十二号様式までを削る。

別記第十三号様式中「(第9号様式)」を「(第2号様式)」に改め、同様式を別記第一号様式とする。

別記第十四号様式を削る。

別記第十五号様式中「(第1号様式)」を「(第3号様式)」に改め、同様式を別記第二号様式とする。

別記第十六号様式中「(第1号様式)」を「(第3号様式)」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

別記第十七号様式中「(第1号様式)」を「(第3号様式)」に改め、同様式を別記

第四号様式とする。

別記第十八号様式中「(第1号様式)」を「(第4号様式)」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第十九号様式中「(第2号様式)」を「(第4号様式)」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十二号

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

山口県青少年健全育成条例施行規則（昭和三十三年山口県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第五号中「少年警察補導員」を「少年育成官」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十三号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「建築主事」の下に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加える。

第八条中「建築主事は」を「建築主事等は」に改め、「上、」の下に「建築主事にあつては」を、「」の下に「、建築副主事にあつては建築副主事印（別記第四号様式

の二)を」を加える。

第二十七条の二第一項第一号中「第四十四条第一項第三号」の下に「又は政令第三百三十七号の十二第六項若しくは第七項」を加え、同項第三号中「第四十三条第二項第一号」の下に「又は政令第三百三十七号の十二第六項若しくは第七項」を加える。

第三十一条に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、この限りでない。

第三十二条中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合は、この限りでない。

第三十三条第二項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式の2(第8条関係)

建築副主事印

印	副	主	事	建
ニ	シ	シ	シ	シ
メ	メ	メ	メ	メ
セ	セ	セ	セ	セ
ト	ト	ト	ト	ト
一	一	一	一	一

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十四号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「又は」の下に「歳入等の」を加える。
第二条第六号中「山口県菅野ダム管理事務所」を「山口県菅野・平瀬ダム統合管理事務所」に改める。
第四章第七節の節名中「又は」の下に「歳入等の」を加える。
第四十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(歳入の徴収又は歳入等の収納の事務の委託)
第四十一条 知事は、令第三百七十三条の二第二項各号に掲げる歳入のうち、法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認めるものについては、指定公金事務取扱者にその徴収の事務を委託することができる。

2 知事は、歳入等(法第二百三十一条の二に規定する歳入等をいい、次に掲げるものを除く。以下同じ。)のうち、指定公金事務取扱者が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認めるものについては、指定公金事務取扱者にその収納の事務を委託することができる。
一 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入

二 繰入金その他の県の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金
第四十一条の二を削る。
第四十二条第一項中「前二条」を「前条」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、「に歳入の徴収又は」の下に「歳入等の」を加え、同項第一号中「歳入」の下に「又は歳入等」を加え、同項第二号及び第四号中「又は」の下に「歳入等の」を加え、同項第六号中「徴収し、」を「徴収した歳入」に、「歳入」を「歳入等」に改め、同条第二項ただし書中「前条の規定による」を「県税(その延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。)の収納の」に改める。

第四十三条(見出しを含む。)中「徴収又は」の下に「歳入等の」を加え、「又は第四十一条の二)を削り、「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、「告示し、かつ」及び「、新聞紙その他の広報紙への掲載その他の方法」を削り、「公表」を「告示」に改める。

第四十四条第一項第二号中「又は」の下に「歳入等の」を加える。
第五十四条第一項第二十四号中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。
第六十条第一項第三十号中「ものをいう」の下に「。以下同じ」を加え、同項に次の二号を加える。
三十一 コンビニエンスストア(主として飲食料品の販売業を営む店舗であり、その

売場の面積が三十平方メートル以上二百五十平方メートル未満で、かつ、営業時間が一日につき十四時間以上であるものをいう。)において支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすこととなる経費

三十二 クレジットカード等(それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。)の利用による支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすこととなる経費

第七十二条第二項ただし書を削り、同条第三項ただし書中「県外」の下に「(別に定める区域を除く。)」を加え、「有する」を「有し、かつ、当該支払が県税に係るものである」に、「その住所又は居所」を「郵便貯金銀行の営業所又は郵便局」に改める。

第七十九条第二項第三号、第九十六条第一項、第九十九条及び第百条中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(支出の事務の委託の公示)

第百条の二 知事は、第九十九条の規定により指定公金事務取扱者に支出の事務を委託したときは、その旨を山口県報により告示するものとする。

第百七十八条中「第百六十五条の六第三項」を「第百六十五条の五第三項」に改める。

第二百四十七条の見出し中「若しくは」の下に「歳入等の」を加え、同条第一項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、「若しくは」の下に「歳入等の」を加え、「必要があると認めるときは、検査を行わせることができる」を「定期及び臨時に検査を行わせなければならない」に改め、同条第二項を削る。

第二百五十条の二中「、別記第十七号様式」を「別記第十七号様式により、法第二百四十三条の二の二第四項の身分を示す証明書は別記第十八号様式」に改める。

第二百五十一条中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一項後段」に改める。

第二百五十二条第一項中「第二百四十三条の二の二第一項前段」を「第二百四十三条の二の二八第一項前段」に改め、同条第二項中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二八第一項後段」に改める。

別表第一山口県菅野ダム管理事務所の項及び別表第三山口県菅野ダム管理事務所の出納員の項中「山口県菅野ダム管理事務所」を「山口県菅野・平瀬ダム統合管理事務所」に改める。

別記第十七号様式の次に次の一様式を加える。

第18号様式 (第250条の2関係)

(表)

第 身 分 証 明 書	第 所 属 職 氏 名	年 月 日 発 行	山口県知事	第 号
上記の者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第3項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。				
年 月 日 発行				
山口県知事				
(裏)				

地方自治法技幹 (指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務) 第243条の2の2(第1項及び第2項省略) 3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第243条の2の4から第243条の2の6までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 (第5項省略)
--

備考 用紙の大きさは、縦6.5センチメートル、横9センチメートルとする。

附則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。



山口県訓令第1号

庁中一般
各出先機関

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 副政

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令

山口県都市計画推進協議会規程（昭和四十四年山口県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第二警察本部の項中「少年課長 生活環境課長」を「人身安全・少年課長 生活安全捜査課長」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

山口県告示第七号

岩が港湾管理者たる港湾の港湾区域に関する告示（昭和三十九年山口県告示第八十三号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 副政

表徳山下松港の項、三田尻港の項、宇部港の項、小野田港の項、安下庄港の項、柳井港の項、平生港の項、山口港の項、丸尾港の項、厚狭港の項、油谷港の項及び萩港の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

山口県告示第八号

港湾区域の定めのない港湾の水域に関する告示（昭和三十九年山口県告示第八十四号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 副政

表日良居港の項、殖生港の項、小串港の項、仙崎港の項、深川港の項及び須佐港の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

山口県告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四条第九項の規定による建築主事及び建築副主事（以下「建築主事等」という。）の所管区域並びにその取り扱う建築物、工作物及び建築設備を次のように定め、令和六年四月一日から施行する。

建築主事の所管区域等に関する告示（平成二年山口県告示第三百五号）は、令和六年三月三十一日限り、廃止する。

令和六年三月二十九日

山口県知事 村岡 副政

<p>建築主事等</p>	<p>所管区域</p> <p>山口県の区域（法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事等を置く市町村の区域を除く。）</p>	<p>取り扱う建築物、工作物及び建築設備</p> <p>土木事務所に勤務する建築主事等の取り扱う建築物、工作物及び建築設備（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）以下「政令」という。）第四百八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物（その新築、増築、移転、築造又は用途の変更に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）で法第九十七条の二第一項の規定により建築主事等を置く市町村の区域にあるもの（以下「限定建築物等」という。）を除く。）</p>
<p>岩国土木建築事務所等に勤務する建築主事等</p>	<p>各土木事務所の</p>	<p>次に掲げる建築物、工作物及び建築設備（限定建築物等を除く。） （確認の申請に係る部分の階数が四以下であり、か</p>
<p>柳井土木建築事務所等に勤務する建築主事等</p>	<p>各土木事務所の</p>	<p>次に掲げる建築物、工作物及び建築設備（限定建築物等を除く。） （確認の申請に係る部分の階数が四以下であり、か</p>

周南土木建築事務所 等に勤務する建築主事 等	所管区域（法第四 条第一項又は 第二項の規定に より建築主事等 を置く市町の区 域を除く。）	つ、その床面積の合計が二千平方メートル未満の建築物（増築により階数が五以上となる建築物及び確認の申請に係る部分に地下二階以下の階を有する建築物を除く。）
宇部土木建築事務所 等に勤務する建築主事 等		三、政令第三百三十八条第一項各号に掲げる工作物
長門土木建築事務所 等に勤務する建築主事 等		三十一に掲げる建築物に設置される建築設備（法第六 十八条の二十第一項の認証型式部材等である昇降機 に限る。）
萩土木建築事務所 等に勤務する建築主事 等		

山口県議会訓令第一号

局 中 一 般

山口県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

山口県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令

山口県議会議事局処務規程（昭和四十四年山口県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第九条の表課長又は室長の項中「（室長補佐）」を「（課長補佐又は室長補佐）」に、「室に」を「課又は室に」に、「室長が」を「課長又は室長が」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年三月二十九日から施行する。

山口県企業管理規程第二号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山口県公営企業管理者 弘 田 隆 彦

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改め、同条第一号中「第二百四十三条の二の二第一項第一号」を「第二百四十三条の二の八第一項第一号」に改め、同条第二号中「第二百四十三条の二の二第一項第三号」を「第二百四十三条の二の八第一項第三号」に改め、同条第三号中「第二百四十三条の二の二第一項第四号」を「第二百四十三条の二の八第一項第四号」に改める。

附 則

この管理規程は、令和六年四月一日から施行する。

山口県労働委員会訓令第一号

労働委員会事務局

山口県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山口県労働委員会会長 近 本 佐知子

山口県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県労働委員会事務局処務規程（昭和五十二年山口県地方労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とする。

第六条の表事務局次長の項中「主査」を「主幹」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年三月二十九日から施行する。

令和六年三月二十九日印刷
令和六年三月二十九日発行

発行人所

山口県知事